

令和7年度版

自治会・町内会の 便利帳
所沢市



令和7年度版

自治会・町内会の便利帳

目次

I. 自治会・町内会、所沢市自治連合会について

- 1 自治会・町内会とは 2
- 2 自治会・町内会の主な活動 3
- 3 所沢市自治連合会について 5

II. 自治会・町内会と関わりのある市の業務

- 1 地域づくり推進課 8
- 2 まちづくりセンター 9
- 3 市民活動支援センター 14
- 4 年間スケジュールや補助金について 20
- 5 市からの補助金等の申請について 23
- 6 関わりのある部署や課の業務 27

III. 自治会・町内会の運営について

- 1 自治会・町内会お困りQ & A 35
- 2 自治会・町内会へ貸出し可能な備品一覧 39
- 3 夏祭り等イベントを開催するには 40
- 4 自治会・町内会運営に役立つホームページ 41
- 5 自治会・町内会向けパンフレット一覧 42
- 6 啓発品のご案内 43

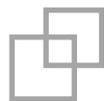
IV. 参考資料

- 1 所沢市の概要 45
- 2 自治会・町内会加入率の推移 46
- 3 地区別 自治会・町内会加入率 46
- 4 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例 47

I.自治会・町内会、 所沢市自治連合会 について

- 1 自治会・町内会とは
- 2 自治会・町内会の主な活動
- 3 所沢市自治連合会について





I 自治会・町内会とは

自治会・町内会は、一定の地域に住む人たちが、住み良い豊かなまちづくりをめざして、地域における課題の把握と解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な任意団体です。

地域の主人公は、そこに暮らしている人々です。そして、同じ地域に住んでいる人々が、仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方は、今も昔も変わりません。

特に、災害時には、自治会・町内会活動で育まれる支え合いや助け合いの精神が大きな力を発揮します。平成23年の東日本大震災や平成30年の西日本豪雨災害、最近では令和6年1月1日に発生した能登半島地震などでも、自治会・町内会が中心となって、大きな役割を担った例が数多く報告されています。これらの災害を経験し、地域住民相互のつながりの重要性が今、改めて認識されています。

自治会・町内会の災害時の対応は、日頃から夏祭りをはじめとした住民同士のふれあいや交流のきっかけとなるイベント、子どもたちを不審者から守る登下校時の見守りパトロールや、防犯灯の設置、あいさつ運動など、安心して暮らせるまちづくりへの取り組みが、いざという時に大変役に立ちます。

さらに、沿道や公園に花を植えて憩いの場をつくったり、自主的な清掃活動や資源回収を行ったりするなど、環境美化活動にも携わっています。

このように、自治会・町内会は、住民のよりよい暮らしやまちづくりのために様々な活動を行いながら、地域の課題解決に取り組んでいます。住民同士がお互いにできることに参加し、助け合いながら、地域のつながりを深めていきましょう。





2 自治会・町内会の主な活動

所沢市では、277(令和6年4月1日現在)の自治会・町内会が、それぞれの地域でふれあいの輪を広げ、安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし活動しています。どんな活動をしているのか、具体的に紹介します。

■安心で安全なまちづくり■



登下校時の子どもたちの見守りや、空き巣ねらいなどの犯罪を防ぐため、警察と連携した防犯パトロール、交通事故を防止するための活動や防犯灯の設置を行っています。

また、災害への備えとして、防災訓練や防災に関する話し合いなどを行い、日頃から地域の連帯を深める取り組みを行っています。

■ふれあいのあるまちづくり■

自治会・町内会では、夏祭りや運動会、三世代交流事業など、気軽に参加できる各種行事を通じて、地域の絆づくりを進めています。

お互いに顔見知りであることは、日頃からの安心感につながり、非常時には心強さにつながります。



■ 健やかで助け合うまちづくり ■



誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、ウォーキング事業や介護予防教室などを開催しています。

また、小さなお子さんと一緒に交流できるふれあいサロンや高齢者サロンなど、ご近所同士で助け合える取り組みも行っています。

■ きれいで快適なまちづくり ■

自分たちの住む地域を、美しくきれいで快適に維持するために、清掃活動や資源回収をはじめとする環境美化活動を行っています。

また、浴道や公園に花を植えて憩いの空間をつくるなど、地域の方が安らげるまちづくりを行っている自治会・町内会もあります。



■ 情報を共有するまちづくり ■

自治会・町内会では、地域活動のお知らせや市役所をはじめとした公共団体からの文書を回覧したり、掲示したりしています。

また、広報紙を作成して地域への関心を高めたり、ホームページを作成して情報共有を行ったりしている自治会・町内会もあります。

※所沢市や所沢市議会では、「広報ところざわ」、「生涯学習情報紙 翔びたつひろば」、「ところざわ市議会だより」などを発行し情報提供を行っています。





3 所沢市自治連合会について

所沢市自治連合会は、自治会・町内会同士の連携を図る組織で、11の地区自治連合会（250自治会・町内会が加入・令和7年3月31日現在）で構成されています。地域と行政のパイプ役を担い、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現をめざして、地域のさまざまな課題解決に取り組んでいます。

■主な事業■

- ・自治会・町内会と行政との調整・連携を図ることによる、コミュニティ活動や、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
- ・自治会・町内会への加入及び参加促進事業の実施
- ・関係団体や市長、市議会議員との情報交換
- ・視察研修の実施、他団体からの研修受入
- ・会報の発行や広報ところざわへの記事掲載などの広報活動
- ・地域活動に功績があった団体及び功労者の表彰
- ・地区活動に対する支援
- ・防犯、防災に関する活動の推進
- ・交通安全に関する活動の推進
- ・環境美化活動の推進
- ・自治会・町内会の活動報告会の開催



所沢市自治連合会組織図

所沢市自治連合会

並木自治連合会
 所沢地区町内会連合会
 新所沢東部地区自治連合会
 新所沢地区町会連合会
 三ヶ島地区区長会
 柳瀬地区自治連合会
 吾妻町内会連絡協議会
 山口地区自治連合会
 小手指区長会
 富岡自治連合会
 松井地区自治連合会

各自治会・町内会

■加入団体数及び事務局連絡先■

令和7年3月31日現在

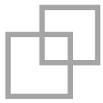
名称	加入 団体数	事務局	電話
所沢市自治連合会	250	市役所地域づくり推進課内	04-2998-9083
①松井地区自治連合会	45	松井まちづくりセンター内	04-2994-1259
②富岡自治連合会	18	富岡まちづくりセンター内	04-2942-3110
③小手指区長会	60	小手指まちづくりセンター本館内	04-2948-1295
④山口地区自治連合会	34	山口まちづくりセンター内	04-2924-1224
⑤吾妻町内会連絡協議会	11	吾妻まちづくりセンター内	04-2924-0118
⑥柳瀬地区自治連合会	16	柳瀬まちづくりセンター内	04-2944-2113
⑦三ヶ島地区区長会	16	三ヶ島まちづくりセンター内	04-2948-1204
⑧新所沢地区町会連合会	13	新所沢まちづくりセンター内	04-2924-2955
⑨新所沢東部地区自治連合会	8	新所沢東まちづくりセンター内	04-2943-0909
⑩所沢地区町内会連合会	14	所沢まちづくりセンター内	04-2926-9355
⑪並木自治連合会	15	並木まちづくりセンター内	04-2998-5911

Ⅱ.自治会・町内会と 関わりのある 市の業務

- 1 地域づくり推進課
- 2 まちづくりセンター
- 3 市民活動支援センター
- 4 年間スケジュールや補助金について
- 5 市からの補助金等の申請について
- 6 関わりのある部署や課の業務



市は、自治会・町内会活動を含めた地域コミュニティ活動を促進しています。



Ⅰ 地域づくり推進課

所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例に基づき、主に以下のような業務を行っています。

(1) 自治会・町内会への加入・参加の推進

自治会・町内会への加入と参加を促進するためのパンフレット作成等を行っています。また、所沢市自治連合会と共催で、自治会・町内会加入促進ポスター展の開催や、広報紙やイベントで自治会・町内会の活動を周知し、自治会・町内会への加入と参加への理解に努めています。

(2) 自治会・町内会の活動への支援

自治会・町内会の活動が円滑に行えるように、様々な財政的支援（P.23～26を参照）をするとともに運営や活動についてともに考え、より良いパートナーシップを目指しています。また、自治会・町内会が行う夏祭りへ市の職員をボランティアスタッフ（自治会・町内会応援団）として派遣しています。

(3) 退職自治会長・町内会長等へ感謝状の贈呈

長年にわたり自治会・町内会等の会長として地域振興に功労のあった方に感謝状を贈呈しています。

(4) 地縁による団体の認可（自治会・町内会の法人化）

この認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

さらに、令和3年11月の改正により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、法人格を取得することが可能になりました。

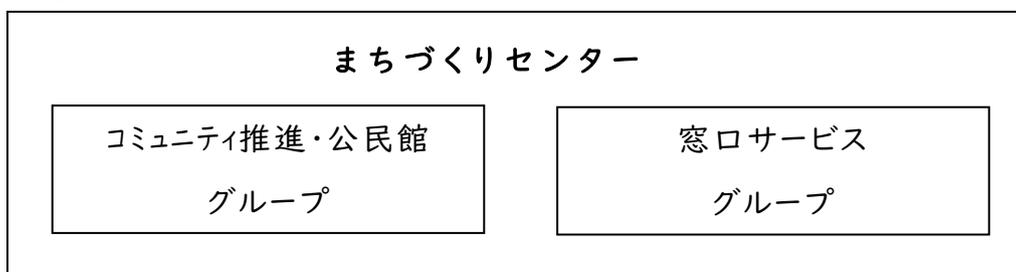


2 まちづくりセンター

まちづくりセンターは、地域の拠点施設として、地域ネットワークを形成しながら地域課題の解決に取り組むとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、豊かな活力ある地域社会の実現に寄与するため、設置されました。

このまちづくりセンターは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する出張所の機能、社会教育法（昭和24年法律207号）第5条第3項に基づき、市長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行する公民館の機能を有しています。

(1) 組織体制



※小手指まちづくりセンター分館は、
公民館グループと市民課小手指サービスコーナーのみとなります。

(2) 業務時間・休業日等

①コミュニティ推進・公民館グループ（地域コミュニティの支援に取り組みます。）

<コミュニティ推進>（小手指まちづくりセンター分館を除く）

- ・ 業務時間：8:30～17:15
- ・ 休業日：月曜日、祝日、年末年始

<公民館>

- ・ 開館時間：8:30～21:30（月曜日は17:15まで）
- ・ 窓口受付時間（問合せ・申込み）：8:30～17:15（月曜日、祝日と重なる土曜日を除く）
- ・ 休館日：祝日（土曜・日曜が祝日の場合は開館）、年末年始

②窓口サービスグループ(小手指まちづくりセンター分館を除く)

- ・ 業務時間:8:30~17:15(月曜日~金曜日)
- ・ 休業日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(各まちづくりセンターでは、第2・第4土曜日の8:30~12:30に業務を行っています。

ただし、並木まちづくりセンターを除きます。)

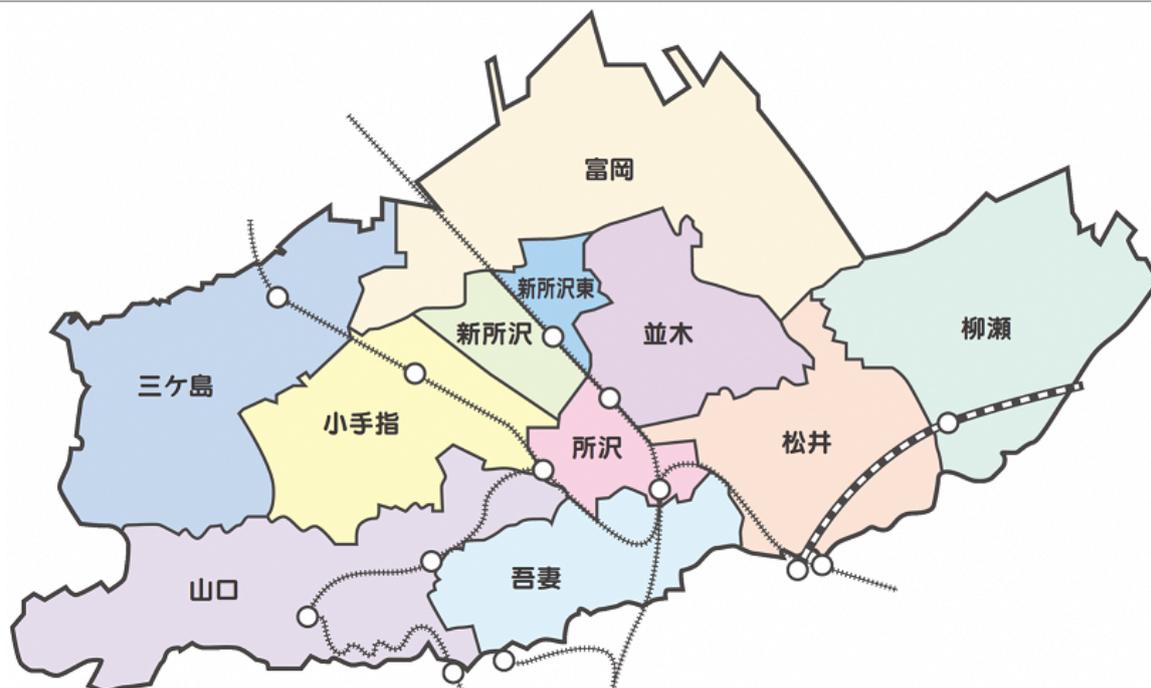
(3)業務内容

- ① 地域のコミュニティの支援に関すること。★
- ② 地域におけるまちづくり活動の人材育成に関すること。★
- ③ 地域における公共的団体等の支援に関すること。★
- ④ 地域情報の提供に関すること。★
- ⑤ 地域の防災に関すること。★
- ⑥ 地域住民の要望等の処理又はこれらに係る連絡調整に関すること。★
- ⑦ 住民基本台帳票(昭和42年法律第18号)に基づく届書の受付及び記録に関すること
- ⑧ 住民票の写し及び戸籍の附票の写しの申請受付及び交付に関すること。★
- ⑨ 特別永住者証明書の住居地届出に関すること。
- ⑩ 戸籍に係る証明書の申請受付及び交付に関すること。★
- ⑪ 印鑑登録に係る届書の申請受付に関すること。
- ⑫ 印鑑登録証明書の申請受付及び交付に関すること。★
- ⑬ 個人番号カードに関すること。
- ⑭ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく認証業務に関すること。
- ⑮ 国民健康保険被保険者及び国民年金被保険者の資格得喪に伴う事務処理に関すること。
- ⑯ 交通災害共済の加入申込受付及び会員証の交付に関すること。★
- ⑰ 市税の証明書の(固定資産税に係るものを除く。)の申請受付及び交付に関すること。★
- ⑱ 地域に係る学習に関すること。★
- ⑲ 地域住民の相互交流に関すること。★

- ⑳ 地域の文化活動の支援に関すること。★
- ㉑ 条例第4条第5号に規定する公民館事業(以下「公民館事業」という。)の企画及び実施に関すること。★
- ㉒ 学習情報の提供及び広報に関すること。★
- ㉓ 学習相談に関すること。★
- ㉔ 条例別表第2に掲げるセンターの施設(以下「施設」という。)の使用の許可その他の施設の使用に係る手続きに関すること。★
- ㉕ 施設を使用しようとし、又は使用している団体の育成又は登録に関すること。★
- ㉖ 他の行政機関及び教育機関との連絡調整に関すること。★
- ㉗ 市税、国民健康保険税、介護保険料等の保険料、使用料、手数料その他の収入金の収税に関すること。
- ㉘ その他市長の指示した事務 ★

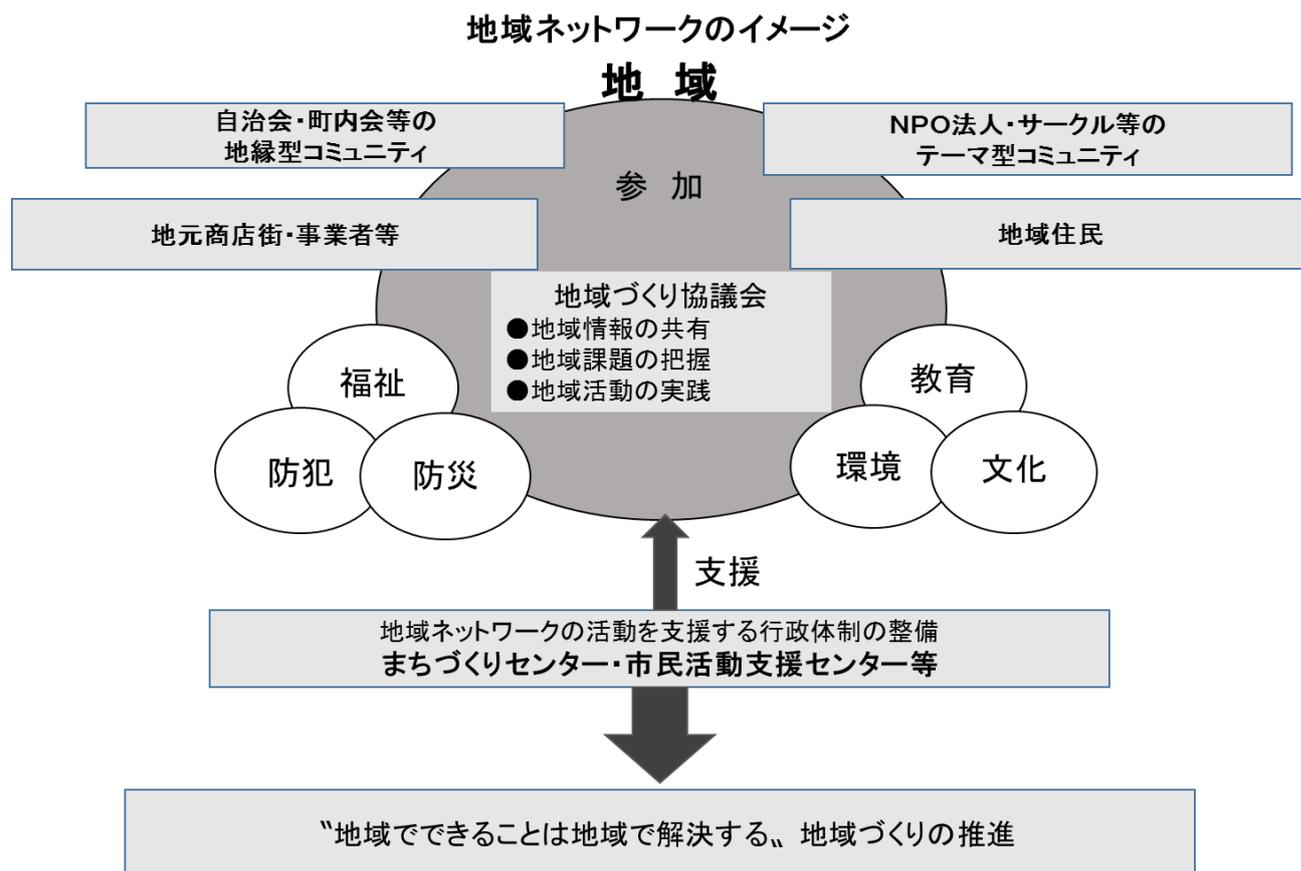
※小手指まちづくりセンター分館には、市民課小手指サービスコーナーが併設されています

※小手指まちづくりセンター分館・並木まちづくりセンターでは、★の数字に掲げる事務とそれらに係る収入金及び粗大ごみ処理手数料の収納に関する事務のみ取り扱っています。
(⑬⑭の業務について、並木まちづくりセンターでは一部取扱っております。)
また、他のまちづくりセンターではすべての事務を取り扱っています。



(4) 地域ネットワークづくり

まちづくりセンターは、本市の地域ネットワークである「地域づくり協議会」の活動及び設立を支援し、地域コミュニティを推進しています。「地域づくり協議会」は、会議などを通じた情報交換、地域が抱える問題や課題の把握とその解決、地域の交流活動の促進などを行っています。



① 地域ネットワークへの市の支援

・活動の支援

地域ネットワークが円滑に運営できるよう支援を行います。

・場の確保

地域の交流の場、地域情報を共有する場など多様な「場」づくりを進めます。

・人材の発掘、養成

地域活動をリードしていく地域のリーダーの役割を担う人材の発掘、養成に向けて支援をします。

② 地域ネットワークの活動

・地域情報の共有

地域内の歴史、自然、環境、商業、工業、農業、教育、医療、福祉、まちづくり、交通、防犯、防災等、地域に関するさまざまな情報の共有を進めます。

・地域課題の把握

学習活動などを通じて得た地域の情報を整理し、地域課題の把握を進めます。

・地域活動の実践

地域の課題解決や、地域の親睦を深める活動に取り組みます。

(5) 地域づくり協議会活動支援事業

自治会・町内会をはじめとする地域内の団体で構成する地域づくり協議会の活動に対し、活動支援交付金を交付します。(1地区120万円を上限)

(6) 祭り太鼓の貸出し

市では、市内各地で行われている盆踊りなどのコミュニティ活動の促進を図るため、祭り太鼓の貸出しを行っています。

貸出しは、原則として1組(太鼓・バチ・台)を単位とし、申込みは、使用日の2か月前から受け付けています。ただし、7月10日から8月31日までの間は、自治会・町内会の使用を優先します。

各地域のまちづくりセンターへ電話で予約状況を確認のうえ、申込みについては直接窓口までお越しください。





3 市民活動支援センター

市民活動支援センターは、市民が自主的、自発的に行う公益的な活動を支援し、促進するための拠点施設として設置されました。

(1) 業務時間と休業日

・業務時間：8:30～21:30

(相談業務は月曜日から金曜日の午後5時15分まで)

・休業日：祝休日、年末年始

(2) 主な業務内容

- ①市民活動に関する情報の収集・提供
- ②市民活動に関する相談業務
- ③市民活動に関する講座等の開催
- ④市民活動に関する交流の促進
- ⑤市民活動を行う団体と市との協働に関すること

(3) 施設概要

- ・ミーティングコーナー(登録団体使用)
- ・印刷室(一部有料・紙持参)

(4) 市民活動支援センター団体登録

市民活動支援センターに団体登録をすることにより、ミーティングコーナー等の設備が利用できるほか、他団体との交流のきっかけになります。下記の①、②を満たす団体が登録できます。

- ①自主的かつ自発的に公益的な活動を行う市内に居住し、又は通勤し、もしくは通学する者により構成された団体又は市内に活動拠点を有する自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体
- ②3人以上で構成された団体

自治会・町内会も団体登録できますので、登録を希望する団体は市民活動支援センター(☎04-2968-8391)までお問い合わせください。

(5) 市民活動支援システム(通称ところん Web)

自治会・町内会の皆様が、市民活動支援センターの登録団体になりますと、申請により「市民活動支援システム(通称ところん Web)」を利用できます。

このシステムは、インターネットを利用して、市民活動に関する情報の収集や、自治会・町内会自らの活動状況やイベント情報等の発信ができるシステムです。自治会・町内会のホームページ代わりとして、ぜひご活用ください。

HP:<http://opencity.jp/tokorozawa/>



市民活動支援システム
「ところん Web」

(6) 所沢市アダプト・プログラム

アダプト(ADOPT)とは、「〇〇を養子にする」という意味です。

道路、公園、緑地、河川などの市が管理する一定区画の公共空間を養子に見立て、市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政が支援するという、環境美化活動です。令和6年4月1日現在で39団体が活動しています。

- ・活動の対象:市民団体(市内に在住又は在勤する者3人以上で構成)がボランティアで行う道路、公園、緑地、水路等市が管理する施設の清掃美化活動
- ・市民の役割:清掃・美化活動、活動計画書及び報告書の作成
- ・市から支援:活動に必要な物品(ゴミ袋等)、用具の支給・貸与

※アダプト・プログラムは活動区域(活動内容)により担当課が異なりますので、申し込みについては、各担当課にお問い合わせください。

- ・道路の清掃美化活動……………道路維持課 :04-2998-9168
- ・公園の清掃美化活動……………公園課 :04-2998-9196
- ・河川、水路等の清掃美化活動…河川課 :04-2998-9375
- ・その他全般……………市民活動支援センター :04-2968-8391



(7) 市民活動総合補償制度

自治会・町内会活動を含むボランティア活動等の公益活動中に起きた事故に対し、市があらかじめ保険料を負担し、傷害や賠償責任を補償するものです。この制度は、加入や登録の手続きの必要はありません（地震災害の復旧・救護活動にあたる「ボランティア災害補償」は除きます）。

※対象となる活動は、次の全てに該当する活動です。

- ・公益性のあるボランティア活動
- ・無報酬の活動（交通費等実費は報酬とみなしません）
- ・本人の自由意思で参加する活動

【補償の内容】

① 傷害補償

	傷害事故 (被補償者1名あたり)	熱中症(熱射病・日射病)、 O-157等の細菌性食中毒(被補償者1名あたり)
死亡補償	500万円	300万円
後遺障害補償	15万円～500万円	9万円～300万円
入院補償	1日3,000円(事故の日から180日を限度)	
手術補償	入院補償が支払われる場合に、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10、20、40倍)を乗じた額が支払われます。	
通院補償	1日2,000円(事故の日から180日までの間で90日を限度)	

活動中に急激かつ偶然な外来の事故でケガや死亡された場合に適用されます。通常の経路による自宅との往復中の事故も含まれます。入院補償及び通院補償は、医師による治療を受けた場合にその日数に応じて支払われます。

②賠償責任補償

身体賠償 (対人)	限度額 1名 5,000 万円 1事故 5 億円 (生産物事故のみ制度適用期間中の限度額5億円)	身体賠償・財物賠償・保管者賠償とも、自己負担額(免責金額)はありません。
財物賠償 (対物)	限度額 1事故 1,000 万円 (生産物事故のみ制度適用期間中の限度額 1,000 万円)	
保管者賠償	限度額 1事故 500 万円 (制度適用期間中の限度額 500 万円)	

指導者等が市民活動中に、不測の事故により、市民活動に携わった方、または第三者の生命、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。(車両の運行・所有・使用・管理にかかる事故は対象になりません。)

【事故が起きたら】

- ① 事故が発生したときは、必要な措置を行うとともに、速やかに市民活動支援センター(☎04-2968-8391)又は地域づくり推進課(☎04-2998-9083)までご連絡ください。事故報告書を送付します。

「いつ(日時)、どこで(場所)、だれが(加害者)、だれを(被害者)、どうして(事故状況)、どうなったか(被害状況)」をお知らせください。

- ②事故報告書用紙に必要事項を記入し、下記の添付資料を添え、事故発生日から15日以内に提出してください。

添付資料

- ・団体の概要が把握できる資料(会則、規約など)
- ・名簿(団体の会員名簿および当日の参加者名簿)
- ・当日の活動が把握できる資料(お知らせ、通知文など)
- ・団体の年間行事計画表(総会資料でも結構です)
- ・活動の往復途中の事故の場合は、事故現場の見取り図
- ・賠償責任補償(物損補償)の場合は、損害の程度を証明する写真 など

- ③市から保険会社に事故報告の手続きをとります。その後、市において事故が制度の対象となるか否かを調査し、判定結果を通知します。
- ④補償を請求される方は、市民活動支援センター（☎04-2968-8391）又は地域づくり推進課（☎04-2998-9083）に請求書を提出してください。
- 提出時期は、傷害補償は治療が完治した時点または事故から6カ月経過した時点、賠償責任補償は示談等により事故が円満に解決した時点となります。
- ⑤市から保険会社に保険請求を行います。保険会社は保険金請求書により指定された銀行口座に振り込みます。



【Q&A】

Q1 市民活動総合補償制度の事前登録手続きは必要ですか？

A 「地震災害の復旧・救護活動にあたるボランティア災害補償特約」以外は、事前の登録
手続等は必要ありません。

Q2 市民活動総合補償制度を利用する際に名簿は必要ですか？

A 必要です。事故が発生した場合に、事故報告書に添付していただきますので、
団体の会員名簿と当日の参加者名簿(お名前だけでも結構です)等を準備しておいてく
ださい。

Q3 市民活動総合補償制度の「本人の自由意思」とはどのような意味ですか？

A 「自由意思」とは強制されたものではなく、自分の意思で活動するという意味です。

**Q4 自治会・町内会で行う防犯パトロール、夏祭り等のコミュニティ活動なども市民活動
総合補償制度の対象になりますか？**

A その活動が16ページ記載の条件(※印参照)にすべて該当する活動であれば対象にな
ります。また、夏祭り等の行事では、実行委員等のスタッフはボランティア活動と認められ
対象となりますが、一般の参加者は対象になりません。したがって、一般の参加者は、別
途「1日行事保険」や「自治会活動保険」等に参加していただく必要があります。

Q5 活動場所と自宅との往復も市民活動総合補償制度の対象になりますか？

A 合理的な経路であれば対象になります。ただし、自動車事故については、傷害補償の対
象にはなりますが、賠償責任補償は当制度の対象外となります。

Q6 市民活動総合補償制度があれば他の保険への加入は、必要ないですか？

A 本制度の対象活動や補償内容は、それぞれの団体が独自で加入されていた保険と全く
同じものではありません。したがって、対象内容や補償内容を比較していただき、内容が
不十分である場合は、他の保険への加入についてご検討ください。



4 年間スケジュールや補助金について

(1) 市や地域の行事の年間スケジュール

自治会が関係する主な行事等予定			
月	予定日	行事等名	担当課等
4	上旬	小学校入学式	各小学校
	上旬	中学校入学式	各中学校
	下旬	日本赤十字社活動資金募集依頼	地域福祉センター
5	中旬	社会福祉協議会の会員会費募集依頼	社会福祉協議会
	下旬	環境美化の日	生活環境課
	31日	所沢市自治連合会定期総会	地域づくり推進課
9	上旬	共同募金依頼	社会福祉協議会
10	上旬	ところざわまつり	商業観光課
	下旬	所沢市民フェスティバル	地域づくり推進課
11	上旬~中旬	環境美化の日	生活環境課
	上旬	退職自治会長・町内会長表彰	地域づくり推進課
	下旬	所沢市総合防災訓練	危機管理室
1	上旬	消防出初式	危機管理室
	上旬	所沢市新春のつどい	秘書室
2	上旬	所沢シティマラソン大会	スポーツ振興課
	上旬	所沢市自治連合会活動報告会	地域づくり推進課
	2~3月末	交通災害共済取りまとめ	防犯交通安全課
3	中旬	中学校卒業式	各中学校
	下旬	小学校卒業式	各小学校

※日程は変更になる場合があります。

詳しい内容については、各担当課にお問い合わせください。

(2)市からの補助金等の申請時期

申請時期	件名	担当課	連絡先	頁
4月～6月上旬 (要望書)	防犯灯新設費補助金	建設総務課	04-2998-9171	23
4月～6月	みどりのパートナー活動支援事業補助金	みどり自然課	04-2998-9373	23
4月～2月	スマートハウス化推進補助金	マチごとエコタウン 推進課	04-2998-9133	24
7・11・3月末	集団資源回収事業報償金	資源循環推進課	04-2998-9146	24
12月～3月	防犯灯維持管理費補助金	建設総務課	04-2998-9171	23
12月～3月	地域集会施設維持管理費補助金	地域づくり推進課	04-2998-9083	25
2月～3月末	交通災害共済報償金	防犯交通安全課	04-2998-9140	24
申請不要 ※	自治協力報償金	地域づくり推進課	04-2998-9083	25
要相談	コミュニティ活動推進事業補助金	地域づくり推進課	04-2998-9083	26
要相談	地域集会施設用地取得事業補助金	地域づくり推進課	04-2998-9083	26

・各補助金の詳細は、表に記載のページをご確認ください。

※「自治協力報償金」は、4月～5月に提出していただく「自治会等に関する調べ」に基づき
交付されますので、個別の申請は不要です。



(3) 関わりのある部署や課の業務

業務内容	担当課	連絡先	頁
(1)所沢市総合防災訓練 (2)自主防災組織 (3) 避難行動要支援者支援・個別避難計画作成事業 (4)消防団	危機管理室	04-2998-9399	27
(5)地域防犯推進委員 【防犯協会】 (6)防犯パトロール用品の貸出し	防犯対策室	04-2998-9090	29
(7)日本赤十字社に関する業務 【日本赤十字社埼玉県支部所沢市地区】 (8)民生委員・児童委員	地域福祉センター (こどもと福祉の未来館)	04-2922-2115	29
(9)地域ケア会議 (10)地域包括支援センター	高齢者支援課	04-2998-9120	30
(11)所沢市母子愛育会	こども家庭センター	04-2991-1817	30
(12)所沢市食生活改善推進員協議会	保健センター 健康づくり支援課	04-2991-1813	31
(13)環境推進員 【春・秋の「環境美化の日」】	生活環境課	04-2998-9370	31
(14)ごみ集積所の設置・移転	収集管理事務所	04-2946-5353	31
(15)地区計画・街づくり協定	都市計画課	04-2998-9192	32
(16)選挙	選挙管理委員会事務局	04-2998-9259	32
(17)社会福祉協議会 (共同募金、社協会員募集ほか)	所沢市社会福祉協議会	04-2925-0041	33

・各業務の詳細は、表に記載のページをご確認ください。



5 市からの補助金等の申請について

(1) 防犯灯新設費補助金 (建設総務課 ☎04-2998-9171)

新設費補助金の額は、防犯灯設置に係る費用の10分の9以内(千円未満切捨て)とし、補助限度額は以下の通りです。

共架式	24,000円/灯
ポール式	53,000円/灯



所沢市 HP

(2) 防犯灯維持管理費補助金 (建設総務課 ☎04-2998-9171)

維持管理費補助金の額は、平成29年度に実施した所沢市防犯灯LED化整備事業により設置した防犯灯については、1灯につき年額1,300円、それ以外の防犯灯については、1灯につき年額1,800円です。



所沢市 HP

(3) みどりのパートナー活動支援事業補助金 (みどり自然課 ☎04-2998-9373)

みどりの保全活動や緑化の推進活動を自発的、実践的に行う個人や団体に「みどりのパートナー」として登録していただき、市は、このパートナーに対して情報の提供や補助金等の支援を行います。詳細はご相談ください。



所沢市 HP

(4) スマートハウス化推進補助金

(マチごとエコタウン推進課 ☎04-2998-9133)

市では、更なる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、地域集会施設へ太陽光発電システムや省エネ機器等を導入する自治会・町内会に対して、その導入に係る経費の2分の1(上限100万円)を助成します。

【補助対象項目】 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、蓄電池、
高効率機器(給湯・空調)

また、初期費用ゼロ円での太陽光発電システム導入を推進しています。詳細は市HPをご覧ください。



所沢市 HP

(5) 集団資源回収事業報償金 (資源循環推進課 ☎04-2998-9146)

自治会・町内会、子ども会、PTA、長生クラブなどの団体が、各家庭から排出される新聞・雑誌・雑がみ・段ボール、布類、空きびん、アルミ缶、スチール缶などの資源物を自主的な活動として回収し、市に登録してある回収業者に引渡し、その数量に応じた報償金を市が団体等に交付する制度です。令和6年度は、1kgあたり7円を交付しています。



所沢市 HP

(6) 交通災害共済報償金 (防犯交通安全課 ☎04-2998-9140)

市民の皆さんに加入していただいた会費で、交通事故に遭われた会員がお見舞いを受けられるという助け合いの制度です。

自治会・町内会には毎年2~3月頃に加入者の取りまとめをお願いしています。取りまとめていただいた自治会・町内会には加入人数に応じた報償金をお支払いしています。(ただし、3月末までに防犯交通安全課へ申込手続きをしていただいたものに限ります。)



所沢市 HP

(7) 地域集会施設維持管理費補助金(地域づくり推進課 ☎04-2998-9083)

市では、自治会・町内会が管理・運営する地域集会施設の維持管理費(借地料、借家料、光熱水費など)や、集会施設を持たない自治会・町内会が利用する会議室等の借上げ料に対し、補助金を交付しています。

※毎年12月頃に各自治会・町内会へご案内を送付します。

・補助金額:経費の3分の2(千円未満切捨て)



所沢市 HP

事業	補助対象経費	上限額
(1)集会施設維持管理事業	集会施設の光熱水費など	8万円 (集合住宅等の中に設置されている施設は4万円)
(2)賃借事業	集会施設の土地の借地料 又は借家料 ※民間の土地や建物が対象	5万円
(3)会議室等借上事業 ※集会施設を持たない自治会・町内会が対象	会議室等を借りた際の使用料	1万円

(8) 自治協力報償金 (地域づくり推進課 ☎04-2998-9083)

市政運営への次の協力を行う自治会・町内会に対する報償金で、8月下旬に交付します。

具体例

- ①市との連携及び連絡調整 → 各種委員の推薦や会議への参加など
- ②市が主催する事業への参加促進 → 防災訓練や環境美化の日への参加など
- ③地域の課題解決のための市との連携 → 防犯灯の維持管理に関する事など
- ④市政情報の伝達 → 行政回覧など

<加入世帯 49 世帯までの場合>	<加入世帯 50 世帯以上の場合>
一律 45,000 円	基本額 20,000 円 +(加入世帯×700 円) 加算額 未加入世帯への回覧数 ×300 円

(9) コミュニティ活動推進事業補助金 (地域づくり推進課 ☎04-2998-9083)

コミュニティ活動を促進するため、自治会や町内会が管理・運営する集会施設の建設や修繕に要する経費を対象に補助金を交付しています。

事業	事業内容	補助額
建設 (新築だけでなく、増築及び改築を含む。)	利用者が主に地域住民であり、受益戸数が30戸以上の施設の建設であること。	① 新築の場合 補助率:経費の4分の3以内 上限額:1,000万円 ② 増築及び改築の場合 補助率:経費の4分の3以内 上限額:300万円
修繕	建築後10年を経過した施設の通常の維持管理に必要な修繕であること。	補助率:経費の4分の3以内 上限額:200万円 ※事業費が100万円未満のものは対象外
緊急修繕	雨漏り等施設の維持管理の支障となる部分の修繕であり、かつ、緊急を要するものであること。	補助率:経費の4分の3以内 上限額:50万円

※建設や修繕(緊急修繕を除く)の補助については、相談件数も多いなか、予算に限りがあるため例年3件から5件ずつ実施となり、順番待ちをお願いしているのが現状です。ご相談をいただいた時期から複数年お待ちいただくこととなりますので、集会施設の建設や大規模な修繕を検討されている場合には、お早めに地域づくり推進課までご相談ください。

(10) 地域集会施設用地取得事業補助金 (地域づくり推進課 ☎04-2998-9083)

すでに集会施設をお持ちで、その用地が10年以上借地である場合について、相続等の発生により土地所有者から返還または買取りを求められた際に、集会施設用地の取得に要する経費を対象に補助金を交付しています。補助金の交付には複数の条件があります。詳しくは地域づくり推進課までご相談ください。



6 関わりのある部署や課の業務

(1) 所沢市総合防災訓練 (危機管理室 ☎04-2998-9399)

開催日 毎年11月最終の日曜日

場所 指定緊急避難場所である小中学校等

(2) 自主防災組織 (危機管理室 ☎04-2998-9399)

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、共助の精神に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を防止・軽減するための活動を行う組織です。市内では自主防災組織により地域ごとに防災活動を進めています。

地域防災活動の拠点として、地域の安全に寄与しながら、防災の輪を広げていきましょう。お住いの地域の自主防災組織を確認される場合は危機管理室にお問い合わせください。

※新たに結成された組織には「所沢市自主防災組織資機材交付要綱」による救助工具、発電機、救急セット等の資機材を交付しています。

(3) 避難行動要支援者支援・個別避難計画作成事業

(危機管理室 ☎04-2998-9399)

自ら避難することが困難な方を事前に把握し、安否確認や避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

対象となった方には、「個別避難計画兼個人情報提供に関する同意書」を郵送しています。

同意した方の個人情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由等)を平常時から自治会・町内会、民生委員などに提供し、また、作成した個別避難計画を避難支援等実施者に送付することで、平常時からの避難支援体制の構築に活用します。

※申請することで避難支援が受けられることを保証するものではありません。

対象者

生活の基盤が自宅にある方のうち、下記のいずれかに該当する方

- ①要介護認定3から5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
（内部障害のみで該当する者は除く。）
- ③療育手帳①、Aを所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
- ⑤障害支援区分3以上の認定を受けている難病患者
- ⑥上記以外で登録を希望する者（単身高齢者、妊婦、乳幼児等）

以下の窓口にて登録することができます。

市役所4階・危機管理室／同2階・こども福祉課／同1階・障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課／各まちづくりセンター／保健センター健康管理課

※申請書は市ホームページでも入手できます。

(4) 消防団 (危機管理室 ☎04-2998-9399)

消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関です。その構成員である消防団員は生業をもちながら地域の消防・防災のリーダーとして、市民の安全と安心を守るという重要な役割を担っております。

所沢市消防団は、団本部と適正配置された10の分団で構成されます。各分団は詰所を拠点に、消防ポンプ車をそれぞれ1台保有し、市内全域を管轄しています。「自らの地域は自ら守る」の精神に基づき、災害時には消防防災活動を行い、平常時には訓練・研修を積み重ね、消防・防災に関する知識や技術習得に努めるとともに、地域の火災予防・警戒活動に従事しています。

消防団員の人員確保にあたっては自治会・町内会のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



所沢市消防団
特命PR団員
トコロん



所沢市 HP

(5) 地域防犯推進委員 (防犯対策室 ☎04-2998-9090)

地域防犯推進委員は、地域住民が犯罪の被害に遭わないように、防犯意識の向上を図るとともに地域安全活動の実施を目的としています。主な活動としては、防犯パトロールや防犯キャンペーン及び地域安全意識を高めるための広報活動などです。原則として150世帯に1人の割合で、自治会・町内会の推薦により選任され、防犯協会会長(市長)と警察署長の連名で委嘱され、任期は2年です。

(6) 防犯パトロール用品の貸出し (防犯対策室 ☎04-2998-9090)

自主防犯団体に登録されている自治会・町内会、PTA及びその他のグループの方々が防犯パトロールで使用する防犯ベスト、腕章、帽子等を無料で貸出しています。

- ・自主防犯団体の登録は、防犯対策室で受け付けております。
- ・数量に限りがありますので、ご希望に添えないことがあります。



(7) 日本赤十字社に関する業務 (地域福祉センター ☎04-2922-2115)

日本赤十字社では、国内での災害救護活動や救急法等講習事業、血液事業、医療事業などをはじめ、世界各地で様々な活動を展開しています。

また、所沢市内において住家の火災が発生した時には、日赤埼玉県支部と日赤所沢市地区で連携を図り、その罹災状況に応じて、ふとん・毛布・緊急セットの援護物資等をお渡ししています。

こうした活動はすべて、赤十字の理念や取り組みにご理解をいただいた方々から寄せられる活動資金により支えられており、毎年各自治会・町内会や赤十字奉仕団等の協力を得て活動資金募集を実施しています。また、活動資金にご協力いただいた方への税制上の優遇措置や表彰の制度もあります。



所沢市 HP

(8) 民生委員・児童委員 (地域福祉センター ☎04-2922-2115)

厚生労働大臣から委嘱を受けている民生委員・児童委員は、担当区域内で援助を必要とする方々に、相手の立場に立って相談に応じ、行政や各関係機関へのつなぎ役となるほか、担当区内の地域福祉の充実にむけ、様々な活動を行っています。

所沢市における民生委員の定数は500名(うち主任児童委員32名)となっており、任期は3年です。

民生委員のなり手としてご協力いただける方は、地域福祉センターまでご連絡ください。



所沢市 HP

(9) 地域ケア会議 (高齢者支援課 ☎04-2998-9120)

地域ケア会議は、地域包括支援センターが主催し、民生委員や自治会・町内会、医療機関、ボランティア団体等の多様な立場の関係者が参加し、地域における課題の把握や対応策の検討を行っています。



所沢市 HP

(10) 地域包括支援センター (高齢者支援課 ☎04-2998-9120)

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していけるように支援する総合相談窓口です。

市内に14ヶ所の地域包括支援センターを設置し、高齢者に関するさまざまな相談や支援、保健・福祉サービスの情報提供、介護保険に関する相談等も行っています。



所沢市 HP

(11) 所沢市母子愛育会 (こども家庭センター☎04-2991-1817)

「愛育会」は、地域の人達がお互いに連帯感を深め合いながら健康について考え、実践活動を進める組織です。

市内6地区で愛育班活動を行っており、「自らの健康は自ら守る」の自主活動に取り組んでいます。声かけ訪問や市の事業への協力、地域の三世代交流や子育て支援事業の開催・協力等、様々な活動を行っています。

(12) 所沢市食生活改善推進員協議会 (保健センター健康づくり支援課 ☎04-2991-1813)

食生活改善推進員協議会は、地域における食育推進の担い手として活動する、食を通じた健康づくりのボランティア組織です。

市内5地区で活動を行っており、「私達の健康は私達の手で～のばそう健康寿命 つなごう郷土の食～」をスローガンに、幼児から高齢者までの幅広い年齢の方に対して健康づくり料理講習会などの開催や、市の事業への協力等、様々な活動を行っています。

(13) 環境推進員 (生活環境課 ☎04-2998-9370)

環境推進員は、自治会・町内会等を単位とし、概ね100世帯に1名の割合で委嘱されるもので、その任期は2年です。主な役割として、健康で快適な生活環境を確保するため、一斉美化清掃活動(環境美化の日)の実施、地域の環境美化活動の推進、「もったいない市」への協力などごみ減量・リサイクルの推進、その他環境保全の推進などの活動を行っています。

環境推進員の活動を促進するための組織として、各地区に地区環境推進員協議会が置かれ、さらに、各地区の環境推進員のなかから選出された代表者(2名×11地区)により、所沢市環境推進員連絡協議会が運営されています。



所沢市 HP

(14) ごみ集積所の設置・移転 (収集管理事務所 ☎04-2946-5353)

ごみ集積所の設置・移転については、まず現地調査依頼書の提出が必要です。依頼書の提出を受け、「所沢市ごみ集積所設置基準」に基づき現地調査を行ないます。調査の結果、ごみの収集に支障がなければ設置・移転することができます。

(15) 地区計画・街づくり協定 (都市計画課 ☎04-2998-9192)

地区計画や街づくり協定は、生活に密着した身近な計画です。みなさんの住み良い街を維持・保全そしてさらなる増進を図るため、みなさんが主体となり、市と協働で街のルールをつくることができます。

地区計画や街づくり協定が締結された地域では、建築などを行う際、事前に市に届け出ていただき地域のルールに合ったものであることを確認します。令和7年3月現在、地区計画が23地区、街づくり協定が2地区締結され、住みやすい街づくりや魅力的な街並みづくりに取り組んでいます。



所沢市 HP

(16) 選挙 (選挙管理委員会事務局 ☎04-2998-9259)

自治会・町内会の所有する集会所を投票所施設としてお借りしたり、投票立会人の推薦を依頼したりしています。今後の選挙の執行予定(任期満了日)は、次のとおりです。

- ・参議院議員通常選挙 「任期満了日 令和7年7月28日/ 令和10年7月25日」
- ・衆議院議員総選挙 「任期満了日 令和10年10月26日」
- ・埼玉県議会議員一般選挙 「任期満了日 令和9年4月29日」
- ・所沢市議会議員一般選挙 「任期満了日 令和9年4月30日」
- ・埼玉県知事選挙 「任期満了日 令和9年8月30日」
- ・所沢市長選挙 「任期満了日 令和9年10月29日」

選挙管理委員会事務局では、若い世代の皆さん(18歳~29歳)が実際に選挙事務を体験することで政治や選挙について関心を高めていただくため、若い世代の投票立会人を随時募集しています。

また、明るい選挙推進協議会では、選挙の啓発活動などへ積極的に参加いただける方を募集しています。

お問い合わせは、選挙管理委員会事務局までお願いします。



所沢市 HP

(17) 社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 (地域福祉推進課 ☎04-2925-0041)

○社会福祉協議会とは

社会福祉法(第109条)のなかで「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを市民の皆様と進めています。



所沢市社会福祉協議会 HP

○所沢市社会福祉協議会の会員会費

所沢市社会福祉協議会の会員会費は誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるため、さまざまな地域福祉事業に使われています。各自治会・町内会等を通じてご協賛いただくとともに、広く市民の皆様へ呼びかけています。

○所沢市社会福祉協議会の助成事業

「福祉のまちづくり推進助成事業」は地区で取り組まれる地域福祉活動に対して、地区住民会費総額の50%を上限に助成しています。

○コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

誰にも助けを求められずに社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援を行い、必要に応じて関係機関等と連携・協働します。

○所沢市社会福祉協議会の貸し出し備品

車いす、ポップコーン機、電気おでん鍋、簡易テント等の貸し出しを行っています。

○共同募金運動の推進について(埼玉県共同募金会所沢市支会)

共同募金運動は、厚生労働大臣の告示によって、全国で一斉に行われます。所沢市においては、所沢市社会福祉協議会が支会事務を担当し、2種類の募金を推進しています。自治会・町内会をはじめ、広く各関係機関・団体等のご協力をお願いしており、ボランティア活動の推進をはじめ、住民の地域福祉活動助成などに活用されています。

①赤い羽根募金(推進期間:10月~3月)

1947年(昭和22年)に開始した、広く民間福祉事業の充実を目的とした募金です。

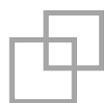
②地域歳末たすけあい募金(推進期間:10月~12月)

福祉課題の変化に応じながら、地域の居場所づくり見守り活動など様々な取り組みに活用されています。

Ⅲ.自治会・町内会の 運営について

- 1 自治会・町内会お困りQ&A
- 2 自治会・町内会へ貸出し可能な備品一覧
- 3 夏祭り等イベントを開催するには
- 4 自治会・町内会運営に役立つホームページ紹介
- 5 自治会・町内会向けパンフレット一覧
- 6 啓発品のご案内





I 自治会・町内会お困りQ&A

【 地域づくり推進課(☎04-2998-9083)に関するもの 】

Q1 自治協力報償金はどのように利用すればよいですか？

A 交付された報償金の用途は、自治会・町内会の中で決めていただいてもかまいません。自治会・町内会の活動を周知する広報や加入促進を呼びかける費用、お祭りや敬老会、運動会といった会主催の事業経費など様々な活用できます。また、役員の方々は自治会活動のために通信費や交通費などの負担が多いことから、ルールを明確にして、相応の額を支払っている自治会・町内会もあります。

Q2 自治会の預金口座の名義はどのように登録すればよいですか？

A 市からの補助金や報償金を受け取る預金口座の名義は、「〇〇〇自治会」や「〇〇〇自治会 会長(会計) 〇〇〇〇」のように登録していただくようご協力をお願いします。なお、年度の途中で口座名義等を変更された場合は、速やかに「所沢市支払口座振替依頼書」の提出をお願いします。

Q3 回覧枚数に変更があった場合はどうすればよいですか？

A 回覧枚数に変更がありましたら、電話等によりご連絡をお願いします。

Q4 回覧しなければならない文書の範囲はどのように判断すればよいですか？ また、商品の斡旋等を依頼された場合はどのように対応すればよいですか？

A 市役所各課から発する回覧文書には、文書の右肩に発送番号「所行回第〇〇号」がついています。この発送番号がついている文書については回覧をお願いします。市以外の団体等から直接文書の配布や回覧、商品の斡旋等があった場合は、地域との関わりを考えながら、各自治会単位で判断していただくことになります。

Q5 団体の活動のための電話や買い物等で、電話代やガソリン代等の自費負担が大きくなっています。自費負担を軽くするにはどうしたらよいでしょうか？

A 事例として、自治会・町内会の規約に定めるなどルールを明確化し、自治会・町内会の予算から相応の額を支払うケースもあります。いずれにしても、自治会・町内会でよく相談をして、よりよい運営を目指すことが望ましいと考えます。

Q6 個人情報の取扱いについてどのようなことに注意すればよいですか？

A 自治会・町内会が会員の氏名や住所・電話番号などの個人情報を持つことは、活動する上で不可欠です。個人情報を取得する際は、利用目的を明らかにしましょう。また、貴重品と同様の意識で、盗難・紛失等がないように気をつけましょう。会員に対しても名簿等の取扱いについて、注意を呼びかけましょう。詳しくは、「個人情報取扱いの手引き」をご参照ください。

【 担当部署にお問い合わせください 】

Q1 近所に所有者の分からない空き家があり、適正に管理してもらうことについて相談できますか？
住宅政策課 (☎ 04-2998-9216)

A 常時無人の状態にある空き家が適正に管理されていないことに関する指導については、「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」並びに国の法律「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて現地確認を行い、調査の結果、所有者へ助言・指導等を行います。

Q2 道路が破損しているのですが、どこに問い合わせればよいですか？

道路維持課 (☎ 04-2998-9168)

A 道路の穴や、側溝の破損によって通行に支障があるときは、市道については道路維持課へ、国道・県道については川越県土整備事務所 (☎ 049-243-2020) まで、ご連絡ください。

Q3 土のうはもらえますか？

道路維持課 (☎ 04-2998-9168)

A 台風等に備えて土のうが必要な場合は、道路維持課にお問い合わせください。

Q4 自治会・町内会が設置する防犯灯と、市が設置する道路照明灯の違いはなんですか？
建設総務課(☎ 04-2998-9171)

A 自治会・町内会が設置する防犯灯は、地域の人たちの生活に密着している道路(住宅地内等)に設置し、市が設置する道路照明灯は、主要(幹線)道路を中心に設置しています。ただし、国道・県道は川越県土整備事務所(☎049-243-2020)が設置しています。
 自治会・町内会が設置・維持管理する防犯灯には、予算の範囲内において、市が補助金を交付しています。

Q5 道路照明灯や平成29年度に実施した所沢市防犯灯LED化整備事業により設置した防犯灯(以下「リース防犯灯」という)に、不点灯などの器具不良が生じていたらどうすればよいですか？
建設総務課(☎ 04-2998-9171)

A 道路照明灯やリース防犯灯に、不点灯などの器具不良が生じておりましたら、管理プレートの番号を確認のうえ、建設総務課へ連絡してください。
 道路照明灯にもリース防犯灯にも、管理番号がついています。
 道路照明灯には、地区を表す漢字1文字と数字4桁で表す白地の管理番号札が照明灯の近くに取り付けてありますので、この管理番号をお知らせください。
 リース防犯灯には、地区を表すひらがな1文字と数字4桁で表す黄色地の管理番号札が防犯灯の近くに取り付けてありますので、この管理番号をお知らせください。

(例:道路照明灯) 富岡地区は、

所沢市街灯 富1234

新所沢地区は、

所沢市街灯 新1234

など。

(例:リース防犯灯) 富岡地区は、

防犯灯 と1234

新所沢地区は、

防犯灯 し1234

など。

なお、市の管理番号が付いていない照明灯には、国道・県道に設置されているもの、自治会・町内会が設置したもの、商店街・商工会で設置したものなどがありますので、それぞれの管理者にお問い合わせください。

(国道・県道は川越県土整備事務所:☎049-243-2020へ)

Q6 市の広報紙が届かない場合はどうすればよいですか？

広報課(☎ 04-2998-9024)

A 広報ところざわは、毎月1回、1日に発行し、ご家庭に戸別配布でお届けします。届かない場合は、所沢市シルバー人材センター(☎04-2928-8695)にご連絡ください。

また、市役所、まちづくりセンターなどにも置いているほか、市ホームページから「広報」で検索して見ることもできます。



所沢市広報紙

Q7 自治会・町内会で、地区内の清掃活動等を行ったので、木の枝などごみの収集・運搬をお願いしたいのですが、どうすればよいですか？

収集管理事務所(☎04-2946-5353)

A 日時等を調整のうえ、後日、収集に伺いますので、収集管理事務所にお問い合わせください。

Q8 近所に住む外国人から日本語を勉強したいと相談されたのですが、どうすればよいですか？

社会教育課(☎04-2998-9242)

A 所沢市内において、外国籍市民のためのボランティアによる日本語教室がまちづくりセンターや市役所を会場に開かれています。地域の人たちと交流を深めながら、楽しく日本語を学習できます。





2 自治会・町内会へ貸出し可能な備品一覧

詳細は、各担当課までお問い合わせください。

担当課：各まちづくりセンター

品名	規格	貸出個数
祭り太鼓	太鼓・バチ・台のセット	各まちづくりセンターに1組ずつ

担当課：青少年課（☎04-2998-9103）

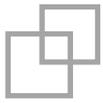
品名	規格	貸出個数	備考
テント	キャンプテント10人用	9張	
大鍋	大（直径38cm・深さ15cm）	5個	
大鍋	中（直径35cm・深さ15cm）	5個	
大鍋	小（直径32cm・深さ12cm）	2個	
鉄板	45×55cm	5枚	
飯盒		50個	
和太鼓	長胴太鼓 一尺三寸（39cm）	2個	バチ、台付
和太鼓	平太鼓 一尺一寸（33cm）	6個	バチ、台付

※原則として、青少年の健全育成を目的とする事業に対し、貸出が可能です。

担当課：スポーツ振興課（☎04-2998-9248）

品名	個数	所在
グラウンドゴルフホール（1番～4番・5番～8番）	4袋ずつ（1袋に4ホール入っています。）	総合運動場
グラウンドゴルフスティック・ボール	22袋（1袋にスティック6本・ボール6個入っています。）	//
ペタンク一式	13セット	//
ゼッケン（赤・青・黄・緑・紫）	100～300枚	//
カラーコーン・バー	235個・30本	//
Tボール用バット・ボール・ティー	33本・220個・25個	//
ラケットテニス ラケット・ボール	40本・20個	市民体育館
ボッチャ	11セット	//
モルック一式	23セット	//

※その他の備品については、ご相談ください。



3 夏祭り等イベントを開催するには

(1) 催物を開催する場合

火気の使用の有無に関わらず所管の消防署へ電話し、届出が必要かどうか確認してください（119番通報の際の対応含め）。

※埼玉西部消防組合火災予防条例 第45条

名称	住所	電話
所沢中央消防署	けやき台1-13-11	04-2929-9125
所沢中央消防署三ヶ島分署	北野3-23-2	04-2949-1190
所沢中央消防署山口分署	山口182-2	04-2925-1190
所沢東消防署	上安松974-1	04-2998-1190
所沢東消防署富岡分署	神米金256-4	04-2942-4960
所沢東消防署柳瀬分署	東所沢4-12-2	04-2944-1190

※届出書は埼玉西部消防組合の公式ホームページでダウンロードできます。

(<http://www.saisei119.jp/shinseisho/1001384/1001394.html>)



埼玉西部消防組合 HP

(2) 空き地、公園等で催物を開催する場合

所沢警察署 地域課地域総務係 (☎04-2996-0110) へ電話し、見回りや雑踏警備などについて相談してください。

(3) 道路を使用して催物を開催する場合

所沢警察署 交通課交通規制係、地域課地域総務係 (☎04-2996-0110) へ電話し、道路の使用に関することや、警備などについて相談してください。

(4) 公園等を使用する場合

・所沢市で管理する公園

公園課 (☎04-2998-9196) と打合せを行った上で、公園内行為許可申請書を提出してください。

・所沢航空記念公園(埼玉県所管)

所沢航空記念公園管理事務所 (☎04-2998-4388) と打合せを行った上で、公園内行為許可申請書を提出してください。

(5) 食品を提供する場合

狭山保健所へ、保菌検査(検便)成績書と食品の臨時出店届を提出してください。

※詳しくは、狭山保健所へ個別にご相談ください。

名称	住所	電話
狭山保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2941-6535



4 自治会・町内会運営に役立つホームページ

(1) 所沢市ホームページ (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>)

自治会・町内会活動や市民活動に係る情報を、「暮らし・手続き > 市民参加・コミュニティ> 自治会・町内会」に掲載しています。「加入促進パンフレット・マニュアル」「自治会・町内会の便利帳」等、自治会・町内会活動に役立つ冊子等もダウンロードできますので、ぜひご活用ください。なお、地域づくり推進課から提出を依頼する各種申請書についても、こちらからダウンロードできます。



所沢市 HP

(2) 町会いんふお (<http://www.chokai.info/>)

全国の町内会や自治会の活動を応援する、地域力アップのための町会ポータルサイトで、文洋株式会社が運営しています。全国各地の自治会・町内会のホームページの紹介や地域の情報などが掲載されています。



(3) あしたの日本を創る協会 (<http://www.ashita.or.jp/>)

公益財団法人あしたの日本を創る協会によるサイトです。地域が自主的に課題解決に取り組んでいる事例が多く掲載されています。



【自治会・町内会のホームページを市のホームページに掲載しませんか?】

所沢市ホームページでは、自治会・町内会が独自に作成しているホームページを紹介しています(市HPトップの検索欄に「自治会・町内会のホームページ紹介」と入力)。

所沢市では引き続き、自治会・町内会のホームページ掲載希望を募集していますので活動のPRにぜひご利用ください。申込みは地域づくり推進課までお願いします。

(http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/shiminsanka/jichikai/kuikizu/komyu_20110420155914827.html)



所沢市 HP



5 自治会・町内会向けパンフレット一覧

自治会・町内会向けの様々な種類のパンフレットを市のホームページからダウンロードすることができます。また、印刷したものをご希望の場合は、地域づくり推進課で配布しております。

*ご希望数量が多い場合、予めご連絡ください。

🔍 サイト内検索

自治会 参考資料

検索

★市が作成したパンフレット



①条例リーフレット

平成 26 年に制定された「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」を解説するリーフレットです。



②つながりがある暮らし

自治会・町内会って何?にお答えするパンフレットです。転入者を中心にお配りしています。



③自治会・町内会のご案内 (外国人向け・英語版)

自治会・町内会のことを簡単に説明した、外国人向けのパンフレットです。

★所沢市自治連合会と協同して作成したパンフレット



④自治会・町内会運営マニュアル

自治会・町内会の設立から会計・監査などの運営についてまとめました。



⑤自治会・町内会加入促進マニュアル

自治会・町内会の未加入の方への PR 方法などをまとめました。



⑥自治会・町内会加入リーフレット

自治会・町内会への加入の呼びかけにご利用いただける三つ折りのリーフレットです。



⑦個人情報取扱いの手引き

個人情報取り扱いの考え方・整理しておく点などを、「個人情報保護法」を基にまとめました。



6 啓発品のご案内

自治会・町内会活動や加入促進にご利用ください。

ご希望の場合は、地域づくり推進課（☎04-2998-9083）にご連絡ください。



うちわ

◎夏祭りなどにいかがでしょうか

IV.参考資料

- 1 所沢市の概要
- 2 自治会・町内会加入率の推移(市内合計)
- 3 地区別 自治会・町内会加入率
- 4 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例





I 所沢市の概要

面積	72.11 km ²
東西	15.1 km
南北	8.9 km
周囲	57.0 km

人口統計日	令和7年3月末現在
男	168,658 人
女	173,638 人
合計	342,296 人
世帯数	171,197 世帯
高齢化率	27.69 %

地区別、人口、高齢化率及び世帯数

地区	男	女	人口合計	高齢化率	世帯数
並木	10,983	12,089	23,072	34.47%	12,351
所沢	16,917	17,681	34,598	21.64%	18,871
新所沢	13,400	14,640	28,040	26.60%	14,394
新所沢東	8,449	8,566	17,015	24.40%	8,759
松井	21,828	21,450	43,278	25.78%	20,818
吾妻	18,279	18,811	37,090	26.10%	18,923
山口	13,651	14,188	27,839	32.71%	13,341
小手指	24,607	25,498	50,105	26.50%	24,115
富岡	11,023	11,222	22,245	32.83%	10,317
柳瀬	9,816	8,995	18,811	23.60%	9,300
三ヶ島	19,705	20,498	40,203	31.72%	20,008
合計	168,658	173,638	342,296	27.69%	171,197

※面積は、およその数値で正確ではありません。

※高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合のことです。



2 自治会・町内会加入率の推移（市内合計）

各年度4月1日現在

年度	総世帯数	自治会・町内会 加入世帯数	加入率	加入世帯 増加数
平成27年度	152,639	97,291	63.7%	+237
平成28年度	154,559	97,475	63.1%	+184
平成29年度	156,403	97,697	62.5%	+222
平成30年度	158,066	97,838	61.9%	+141
平成31年度	160,130	98,026	61.2%	+188
令和 2年度	162,264	96,973	59.8%	-1053
令和 3年度	164,287	96,352	58.6%	-621
令和 4年度	165,875	95,209	57.4%	-1143
令和 5年度	167,820	93,818	55.9%	-1391
令和 6年度	169,186	92,698	54.8%	-1120



3 地区別 自治会・町内会加入率

令和6年4月1日現在

地区	総世帯数	自治会・町内会		加入率
		自治会・町内会数	加入世帯数	
松井	20,635	45	10,999	53.3%
富岡	10,195	18	5,514	54.1%
小手指	23,786	69	12,529	52.7%
山口	13,281	36	6,129	46.1%
吾妻	18,678	11	11,097	59.4%
柳瀬	9,198	21	4,040	43.9%
三ヶ島	19,823	17	10,936	55.2%
新所沢	14,265	16	7,926	55.6%
新所沢東	8,568	8	5,228	61.0%
所沢	18,530	14	11,454	61.8%
並木	12,227	22	6,846	56.0%
合計	169,186	277	92,698	54.8%



4 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

所沢市は、平成26年6月30日に「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」を制定しました。この条例は、地域で重要な役割を果たす自治会・町内会に多くの人々が加入・参加して、つながり支え合うまちづくりをさらに進めようというものです。

自治会・町内会への加入と活動への参加を進めていくためには、自治会・町内会の主体的な取り組みを基本としながら、市も積極的に支援していく必要があります。

また、自治会・町内会や市だけでなく、事業者などの関係者も、それぞれの役割を認識し協働して取り組むことも必要です。

条例は、地域コミュニティの中心であり、安心して快適な地域社会の実現に大きな役割を果たす自治会・町内会への加入と参加を進めるため、基本的な考え方を明確にして、総合的に取り組みを進めていくために、4つの基本理念や、4つの主体の役割を示しています。

市は、自治会・町内会の活動の重要性について周知を図るほか、住宅関連事業者、自治連合会と連携した加入・参加の促進や、自治会・町内会の活動への支援をしております。みんなでまちづくりに参加し、声を掛け合って、つながり合う。お年寄りも子どもたちもみんなの笑顔あふれるまちづくりを進めましょう。

4つの基本理念

- ・私たちが生活している地域で、自治会・町内会は、重要な役割を果たしています。
- ・地域で暮らす人(地域住民)の多様な価値観を尊重します。また、それぞれが自ら考え、動くことが重要です。
- ・それぞれの自治会・町内会の自立性や個性を大事にします。
- ・地域住民、自治会・町内会、地域の会社や企業、市がお互いの役割を理解し協力し合うことが大切です。

4つの主体の役割

地域住民

「地域の一員」です。自治会・町内会に積極的に加入・参加しましょう。



自治会・町内会

活動についての積極的な情報提供のほか、加入・参加がしやすい活動や開かれた運営が望まれます。



協力しあって、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会へ!

会社・企業

自治会・町内会への協力や、従業員の自治会・町内会への加入・参加について配慮をお願いします。



所沢市

自治会・町内会への加入・参加を進めるため、必要な支援を行います。関係部署が連携し、自治会・町内会の負担に配慮します。



市の職員

自治会・町内会の重要性を理解し、協働に努めます。

ZERO CARBON CITY TOKOROZAWA

2050年までに
CO2排出量実質ゼロを目指します

令和7年度版 自治会・町内会の便利帳

発行 所沢市
編集 市民部地域づくり推進課
☎ 04-2998-9083
発行日 令和7年5月31日

この紙が不要になったら「雑がみ」としてお出ください。「雑がみ」は貴重な資源です。